

子育て協賛企業連携推進に関するPR動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名

子育て協賛企業連携推進に関するPR動画制作業務

2 委託期間

契約日から令和7（2025）年2月28日（金）まで

3 業務の目的

母親等が地域全体で子育てを応援されているということを実感できるよう、県と市町からのメッセージとともに、県が作成したベビーバッグに県内協賛企業からの育児用品を詰め合わせて渡す「ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業 [\[事業概要\]](#)」（以下、「本事業」）における協賛企業との連携の取組を紹介する動画を制作することにより、新規協賛企業の確保に向けた取組（栃木県子育てポータルサイトへの本事業特集ページの掲載、協賛候補企業に対する本事業紹介）を効果的に進め、子育て世代への支援強化を目指すものである。

4 委託業務の内容

以下に掲げる業務について実施すること。

なお、制作内容については、企画提案書を元に発注者と協議を行った上で決定する。

（1）動画制作

① 基本方針

ア 「企業紹介動画」と「一般県民向け動画」の2種類を制作する。

イ 再生時間はそれぞれ10～15分程度を目安とし、別途それぞれ30秒～2分程度のショート版を制作する。

ウ 企画、取材、素材収集・作成、撮影、編集等動画制作に係る一切の業務について実施する。

エ 編集後の動画案制作後、発注者による複数回の校正機会を設ける。

オ 単に事業の概要について説明するのみでなく、協賛企業の関係者や協賛品の提供を受けた母など当事者の声を取り入れた構成とするなど、効果的な情報発信とするための工夫をすること。

② 内容等

【企業紹介動画】

ア 主な視聴対象

ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業について、具体的なイメージを持っていない企業の担当者

イ 内容

現在協賛企業となっている3社の、ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業における

取組等について紹介する動画を制作することとし、具体的な内容（構成・シナリオなど）については、提案内容等も踏まえ、甲乙協議の上で決定することとする。

なお、栃木県との連携について、意欲はあるが、具体的なイメージがわからない企業担当者が理解できる内容とし、以下の点に留意すること。

- ・ ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業について、社会的意義だけでなく、企業の背景や取組等の紹介など、参画企業側にもメリットがあるという意識の醸成に資すること

ウ 想定する使用用途

子育て支援に関心のある企業に対する事業紹介時に使用、栃木県子育てポータルサイト内に作成する予定の本事業の特集ページへの掲載等

エ 特記事項

現在の企業協賛の状況については別紙「ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業における企業協賛の状況」を参照すること。

【事業紹介動画】

ア 主な視聴対象

県民

イ 内容

ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業での取組内容や、事業の効果等について紹介する動画を制作することとし、具体的な内容（構成・シナリオなど）については、提案内容等も踏まえ、甲乙協議の上で決定することとする。

なお、ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業について、当事者の母親等はもちろんのこと、広く県民が理解できる内容とし、以下の点に留意すること。

- ・ 協賛企業候補への訴求力の強化も企図し、「企業が参画することにより、当事者の母親等だけでなく、広く県民に対しても認知度向上につながる取組である」といった視点をとり入れること。
- ・ 市町や企業等、子育てを社会全体で支えていく機運の醸成に資すること

ウ 想定する使用用途

子育て支援に関心のある企業に対する事業紹介、栃木県子育てポータルサイト内に作成する予定の本事業の特集ページへの掲載等

③仕様

ア データ形式

一般的な Windows PC での再生や Web 配信が可能な形式とし、県と協議の上決定する。

イ 画面縦横費

16 : 9

ウ 解像度

フルハイビジョン以上

5 納品物

(1) 配信用

- ・ 動画データ一式
- ・ YouTube 掲載用サムネイル画像
- ・ 各種素材一式（映像、イラスト、図式等）
（それぞれ記録媒体で納品すること。）

(2) 再生用

- ・ DVD ディスク 5 枚、ブルーレイディスク 5 枚
（一般的な家庭用プレイヤーで再生でき、また DVD 及びブルーレイドライブ付き PC で複製が可能な形式で納品すること。）

(3) 事業実績報告書

- 事業の実施状況等についてまとめた事業実績報告書（様式任意）
（紙媒体 1 部及び電子データ一式）

6 成果物に関する権利の帰属等

(1) 著作権等の取扱い

- ① 本業務にて制作した動画データ、各種素材等の成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）等は、発注者に帰属するものとする。
- ② 本事業の実施に当たりイラスト、写真、BGM 等第三者が権利を有するものを使用する場合、受託者において、第三者との間で発生する著作権、肖像権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担等に係る一切の手続きを行うこと。また、契約期間の終了後も著作権等の問題が発生しないよう、必要な手続きを行うこと。
- ③ 受託者は、本業務により自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 二次使用について

- 発注者は、成果物について、受託者に許可を得ることなくインターネット上も含めて二次使用できるものとし、受託者はそのために必要な手続きを行うこと。

7 その他

(1) 業務責任者の通知

- 委託契約締結後、受託者は、業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、発注者に書面で提出するものとする。

(2) 再委託について

- 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認められるときは、あらかじめ県と協議の上、

その一部を再委託することができる。

(3) 守秘義務について

受託者は、本業務を実施する上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

(4) 仕様書にない事項の取扱い

本仕様書に明示のない事項又は内容に疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、その取扱いについて定めることとする。

ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業における企業協賛の状況

1 現在の協賛企業及び協賛品

- ・ J A 共済連栃木：マタニティマーク反射材キーホルダー
- ・ 花王（株）：紙おむつ
- ・ アサヒグループ食品（株）：乳児用麦茶

2 企業協賛に係る事業スキーム

